2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官、国立公園管理官、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官を置く（統括自然保護企画官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、首席自然保護官及び自然保護官については福島地方環境事務所を除き、国立公園調整官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園保護管理企画官及び国立公園利用企画官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限り、国立公園保護管理企画官及び国立公園利用企画官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官については福島地方環境事務所に限る。）。

（総務課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

二十　（略）

（削る）

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官、国立公園管理官、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官を置く（国立公園調整官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園保護管理企画官及び国立公園利用企画官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官については東北地方環境事務所に限る。）。

（総務課、庶務課、企画課及び経理課の所掌事務）

第三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十九　（略）

二十　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

二十二　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関すること（東北地方環境事務所に限り、減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

二十三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（東北地方環境事務所に限る。）。

二十四　（略）

2　庶務課、企画課及び経理課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項に規定する事務を分掌する。